

第3回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

次第

日 時 令和2年2月27日(木)

17:00～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に関する各部局の取組について
- (4) 現時点における感染症対策について
(説明：福島県立医科大学 金光教授)

3 閉 会

(配布資料)

【資料1】 新型コロナウイルス感染症対策について

【資料2】 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日 国新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

【資料3】 新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針(案)

【資料4】 新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化について

【資料5】 新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について

【資料6】 新型コロナウイルス感染症対策に関する各部局の取組

第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	成田良洋	
6	企画調整部	部長	佐竹浩	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	大島幸一	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	金成孝典	
13	観光交流局	局長	宮村安治	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	五十嵐俊夫	
18	企業局	局長	吉田孝	
19	病院局	局長	河原田浩喜	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	

【事務局】

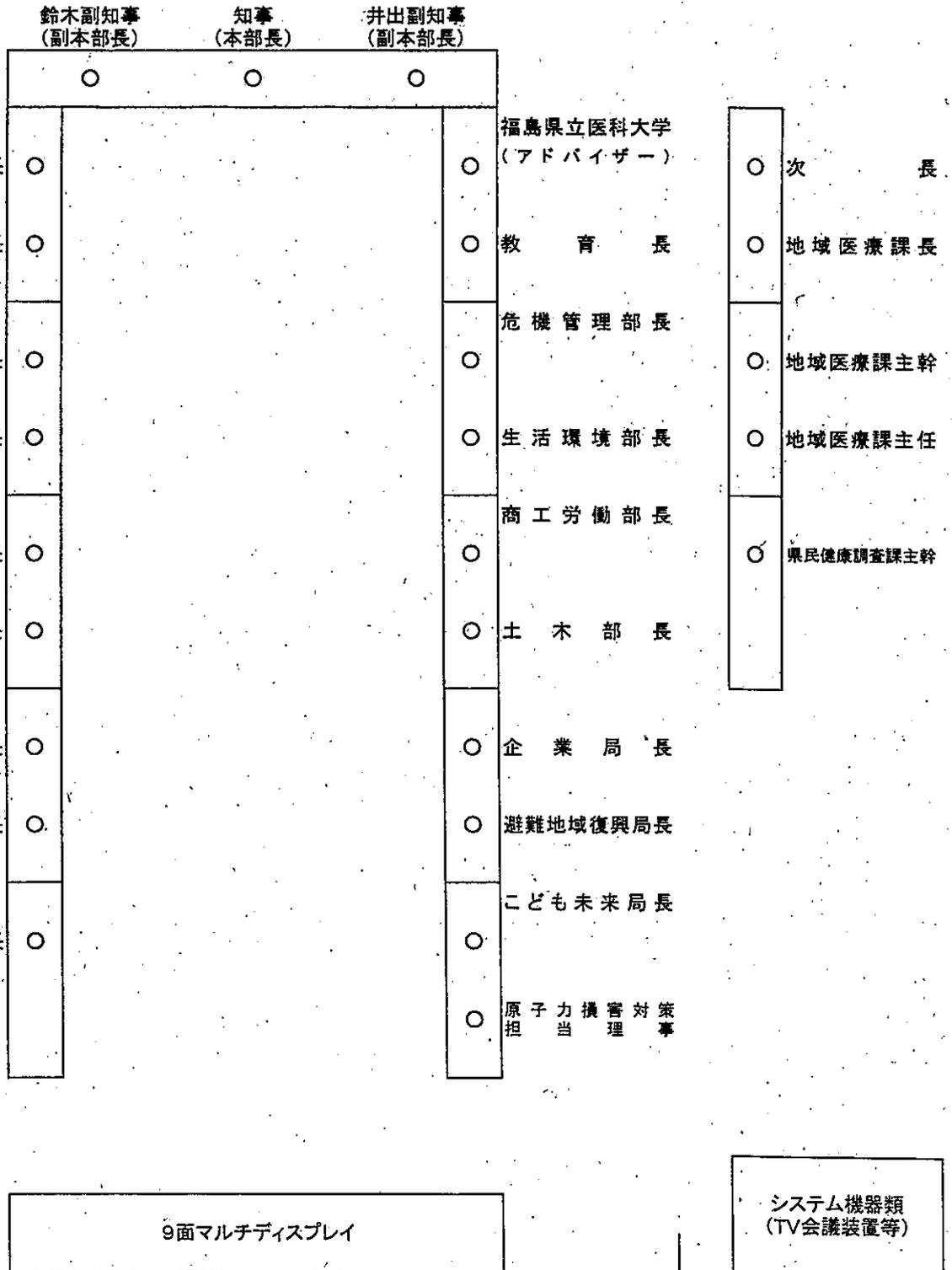
	所属名	職名	氏名	備考
1	保健福祉部	次長 (健康衛生担当)	高野武彦	
2	保健福祉部地域医療課	課長	三浦爾	
3	保健福祉部地域医療課	主幹兼副課長	吾妻正明	
4	保健福祉部地域医療課	主幹	本田あゆみ	
5	保健福祉部地域医療課	専門保健技師	菊地陽子	
6	保健福祉部県民健康調査課	主幹	金成由美子	

第3回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓

報道機関連スペース



新型コロナウイルス感染症対策について

令和 2 年 2 月 27 日
保健福祉部地域医療課

1 現状

(1) 発生状況

- ・ 新型コロナウイルスに関連する感染症患者は、2月26日9:00時点で80,138名発生し、2,758名死亡。中国以外の国では37か国で患者が報告されている。
- ・ 国内では1月16日に初発以降、2月26日時点で164名が陽性と確認(3名死亡)され、内、チャーター便帰国者は15名。
- ・ その他、国際輸送案件としてクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」の乗員・乗客では、2月26日時点で705名が陽性と確認(4名死亡)されている。

2 国等の対応状況(2月21日以降)

(1) 国

- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部
 - ・ 治療薬候補(インフルエンザ治療薬等)投与の研究開始
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症専門家会議
 - ・ 今後1~2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際
 - ・ 最大の目標は、感染の拡大スピードを抑制し、可能な限り重傷者の発生と死亡数を減らすこと
 - ・ 一人の人から多数の人に感染するような事態が様々な場所で続けて起きないように、教育機関、企業等にもできる限りの工夫を行うよう協力を求めている。
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部
 - ・ 新型コロナウイルスの特徴として、周囲の人ではなく、特定の人から感染が拡大し患者クラスター(集団)が発生する
 - ・ クラスター発生を早期に発見し対応するため、専門家による「クラスター対策班」を派遣して支援を行う
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定【資料2】
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部
 - ・ 韓国の一部地域からの外国人入国を制限

(2) 知事会

- 2月25日 第1回全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部会議
 - ・ 感染拡大の抑制に向けた緊急声明

3 県の対応状況（2月21日以降）

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）

・相談数：441件（1/29～2/25）

※参考：保健所の相談対応数983件（1/29～2/21）

○「帰国者・接触者外来」「帰国者・接触者相談センター」

・相談数：210件（2/7～2/25）

○クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」乗船者の県内受入

・現在の入院者数6名（1名は2/26退院）

○新型コロナウイルス感染症の検査状況（2/26公表）

・疑いのある方の検査件数21件（1/26～2/23）→全て陰性

○クルーズ船からの受入患者の検査状況（2/26公表）

・検査件数9件（2/18～2/23実施分）→陽性7件、陰性2件

4 今後の対応

○「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針（案）」【資料3】

○「新型コロナウイルス感染症の検査態勢の強化について」【資料4】

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和 2 年 2 月 25 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、**2.** で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくようお願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- ・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- ・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- ・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握(サーベイランス(発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関(民間の検査機関を含む。)における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制 (相談センター／外来／入院)

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針（案）

令和2年2月27日

1 現在の状況

県内において、現時点で感染者は確認されていない。

国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者の発生や小規模集団での感染が把握されており、国内での流行を抑える上で重要な時期となっている。

2 今後の対応方針

県内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期である。国内の発生状況から、今後おおむね2週間において、県内での感染拡大防止策を徹底し患者の増加のスピードを可能な限り抑制する。

特に、集団発生の防止、重症者対策、流行期に備えた体制整備の3点が重要であり、必要な体制の強化を図る。

○ 主な取組

- ・ 県民等に対する正確でわかりやすい情報提供の徹底・強化
- ・ 手洗い、咳エチケットの徹底や発熱等症状がある方の外出自粛等の呼びかけ
- ・ イベント・行事開催の延期等の呼びかけ
- ・ 保健所等における相談体制の強化
- ・ 県内での検査体制の拡充
- ・ 患者外来入院等の医療体制の確保
- ・ 高齢者施設等における施設内感染対策の徹底
- ・ 県内市町村・関係団体・関係機関等との連携による感染拡大防止対策

今後、県内の患者数が増加した場合には、国の方針を踏まえ関係機関とも調整しながら以下の対応を行っていく。

- ・ 特定の医療機関から一般の医療機関での患者の受入れへ移行
- ・ 広く外出自粛の協力を求める対応へのシフト
- ・ 学校等における臨時休業等の適切な実施の要請

新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化について

令和2年2月27日
保健福祉部

今後、中核市、民間検査機関及び医療機関と連携し、検体数が増えても検査が確実に実施できるよう取り組む。

○検査体制

【現在】

衛生研究所において、1日最大32検体（概ね16人）検査を行う体制である。

【今後】

次の対応により順次検査件数を増加させる。

- ・ 中核市における検査体制確立に向けた支援
- ・ 民間検査機関との調整
- ・ 医療機関との調整

新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について

令和2年2月27日

危機管理部

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、県主催のイベント等に係る開催基準を下記のとおりとする。

記

- 不特定多数が集まるイベントや飲食の提供を目的とするもの、屋内の狭いスペースで長時間実施するイベント等は、原則、延期または中止とする。
- 卒業式など、この時期に開催しなければならず、実施日の変更が困難なものは、内容を見直し、感染防止策を最大限講じたうえで開催する。
- その他、多数の参加者が集まるイベント等は、延期または中止を検討する。
- 適用期間は、当面、2週間程度(2月28日から3月15日まで)とする。

新型コロナウイルス感染症対策に関する各部局の取組【概要】

◆ 総務部

- 県政広報媒体を活用し注意喚起
- 私立学校等へ注意喚起
- 総務省関係情報を市町村へ情報提供
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、職員が通勤混雑を避けることができるよう臨時的な時差出勤を実施。
 - ・実施時期：令和2年2月28日～同年3月31日まで
 - ・対象者：公共交通機関で通勤する知事部局職員
 - ・実施内容：出勤時刻（7：00～10：00）の4パターン

◆ 危機管理部

- 消防庁関係情報を各消防本部へ通知
- 各消防本部及び危機管理部関係団体へ注意喚起

◆ 文化スポーツ局

- NPO法人等関係団体へ注意喚起
- オリ・パラ大会に向けた新型コロナウイルス感染症に係る政府・競技団体間のネットワーク窓口を設置(2/13)
- 文化センター、アクアマリンふくしま来館者へ注意喚起

◆ 生活環境部

- 福島県国際交流協会ホームページで注意喚起
- 各市町村国際交流担当へ関係情報を周知
- 在中国県人会等関係団体へ外務省関係情報を周知
- 旅券室ホームページ（海外渡航情報）で注意喚起
- 一般社団法人産業資源循環協会及び市町村等に「感染性廃棄物の適正処理に関する注意点等（環境省通知）」を周知

◆ 保健福祉部

- 地域医療課ホームページに専用ページを開設
- 相談専用ダイヤル（コールセンター）を設置(1/29)
- 帰国者・接触者相談センターを設置(2/7)※各保健所
- 帰国者・接触者外来を設置(2/7)※二次医療圏に1か所以上
- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ関係患者発生時の協力を依頼
- 高齢者施設、障がい者施設等へ注意喚起
- 県備蓄マスク（一般10万枚、医療3,300枚）を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関へ提供(2/10)
- クルーズ船乗船患者の県内医療機関への受入れを調整(2/14～)

(2/27 現在、7名受入うち1名退院で6名が入院中)

◆ こども未来局

- 認可保育所等関係施設等へ注意喚起

◆ 商工労働部

- 各商工会議所等関係団体へ注意喚起
- 福島県職業能力開発協会（技能検定試験会場）へ注意喚起
- 県内企業への影響を調査
- 国の緊急対策（日本政策金融公庫緊急貸付）と共に利用できる県制度資金（緊急経済対策資金（外的変化対応資金））を紹介
- 雇用調整助成金の特例措置を周知

◆ 観光交流局

- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）、県旅館ホテル生活衛生同業組合への注意喚起と帰国時検疫への協力を依頼（1/24）
- 住宅宿泊事業者へ関係患者発生時の協力を依頼（1/24）
- 福島空港利用者へ中国語表記等で注意喚起（1/24）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ旅行の中止を念頭においた慎重な判断と旅行者への働きかけを依頼（2/13）
- 市町村観光担当へ管内観光案内所、観光協会等への注意喚起を依頼（2/19）

◆ 農林水産部

- 福島県森林・林業・緑化協会等関係団体へ注意喚起
- フォレストパークあだたら利用者へ注意喚起

◆ 土木部

- 港・空港や公園、県営住宅等関係施設の利用者へ注意喚起
- 小名浜港、相馬港で保安委員会を開催し関係者へ注意喚起
- 道の駅設置自治体へ注意喚起

◆ 教育庁

- 公立小中学校、県立学校等へ注意喚起
- 県立図書館等施設の来館者へ注意喚起
- 卒業式及び高等学校入学者選抜における対応を通知
- 児童生徒等が感染した場合の出席停止、臨時休業の対応を通知

◆ 病院局

- 各県立病院へ注意喚起
- 関係患者対応フローを作成
- 疑い患者来院時対応訓練を実施（県立宮下病院、2/3）